

様

稲 城 市 長

後 援 等 名 義 使 用 承 認 通 知 書

年 月 日付で申請のありました事業について下記のとおり承認します。

記

事 業 名	
事 業 内 容 等	申請書記載のとおり
名 義 使 用 名 称	後 援 ・ ( )

○後援等名義使用承認の条件

- ・市は、後援等名義使用承認を理由とした事業運営等にかかる支援は行わない。
- ・対象となる事業以外に名義を使用しないこと。
- ・稲城市後援等名義を使用した印刷物を作成する場合は、事前にその原稿を稲城市総務部総務契約課に届け出ること。
- ・事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応・処理し、直ちに報告すること。また、その際、市は一切の責任を負わない。

○確認事項

- ・「公共的事業の運営及び名義使用の承認に関する事務取扱要綱」第 8 条第 1 項に基づき、事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- ・同要綱第 9 条第 1 項各号に掲げる事由に該当したときは、後援等名義使用の承認を取り消すことがある。
- ・同要綱第 10 条に基づき、事業の終了後 30 日以内に事業実績を報告すること。